平成２１年（フ）第９６６号
東京都八王子市子安町１丁目15番１号
破産者　アプコム株式会社
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９６７号
東京都八王子市西寺方町674番地１杉本方、破産手続き開始決定時の住所東京都八王子市中野上町３丁目45番３号ハイテック二番館106号
破産者　田之上昭一
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５５０号
東京都港区芝浦４丁目20番２―615号
破産者　齊藤　　学
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３１号
横浜市青葉区奈良町313番地４
破産者　有限会社横浜自動車販売
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８１４号
横浜市戸塚区小雀町1955番地７
破産者　有限会社総合店舗企画
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６９１号
名古屋市中川区長良町５丁目105番地
破産者　有限会社ステップ
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６９６号
名古屋市中川区尾頭橋３丁目18番７号
破産者　有限会社メディアスパイス
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８９号
神戸市長田区寺池町３丁目３番16号
破産者　イケダ建設株式会社
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６６号
北海道礼文郡礼文町大字船泊村字ヲシヨンナイ98番地
破産者　株式会社斉藤組
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３２号
北海道帯広市西二十条南３丁目７番地１、登記簿上の本店所在地北海道帯広市西二十四条南２丁目３番地45
破産者　有限会社Ｈａｍｅｒコーポレーション
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西385番地２
破産者　有限会社真船酒店
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
福島県会津若松市御旗町５番37号
破産者　西村建設工業株式会社
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第９１０号
東京都武蔵村山市中原２丁目19番地の11
破産者　有限会社ｍｍｓ
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２１９号
川崎市麻生区百合丘２丁目18番地１
破産者　マイリホ株式会社
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
川崎市中原区上平間1251番地１　メゾンリビエール101、登記簿上の住所川崎市中原区上平間1251番地１
破産者　株式会社エム・ティー・インターナショナル
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８６９号
岐阜県羽島郡岐南町徳田西３丁目123番地　プレジールとざき102
破産者　牧野　銀治
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２４８３号
京都市左京区岡崎入江町81―１　フラッツ岡崎２Ｆ
破産者　山崎石油株式会社
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第６８号
長崎県佐世保市横尾町2231番地
破産者　重松　謙次
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２０年（フ）第４４号
山形県酒田市亀ケ崎５丁目５番42号ジュエルコートＤ203号　村上方、開始決定時の住所山形県酒田市若竹町２―６―10　棗荘７号室　村上方
破産者　佐藤富士子
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２０年（フ）第２１号
栃木県芳賀郡益子町大字山本1306番地２
破産者　渡邉　　寛
1　決定年月日　平成22年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所真岡支部